

地球温暖化防止出前講座実施について (お申し込みの前に)

- 1 出前講座等への講師派遣は、岐阜県に在住、在勤又は在学する者で構成する団体とします。ただし、特に認める場合は、この限りではありません。
- 2 講座の内容は「出前講座メニュー」をご覧ください。
- 3 講座の開催時間は、6月から翌年2月までの間で1講座2時間以内とします。
- 4 講座会場は、岐阜県内とし、講座を主催する団体が確保して下さい。
- 5 講座を開催しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、原則として講座を開催しようとする日の2箇月前までに、「地球温暖化防止出前講座講師派遣申込書」（様式第1号）を岐阜県地球温暖化防止活動推進センター長（以下「センター長」という。）に提出して下さい。
- 6 講師派遣の決定は、講座内容、開催日時等について講師の派遣の可否を決定し、「地球温暖化防止出前講座講師決定通知書」（様式第2号）により代表者に通知します。
- 7 講師の派遣の決定を受けたあとで、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は講座を中止しようとするときは、速やかにセンター長に届出を行い、その承認を受けて下さい。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。
- 8 講座を受けた代表者は、原則として講座終了後14日以内に、「地球温暖化防止出前講座実施結果報告書」（様式第3号）をセンター長に提出して下さい。
- 9 講師料及び交通費は、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターが負担します。
- 10 講座内容によっては、材料費等の実費のご負担をお願いします。